事例No.	1035
公表年度	R1
団体の属性	一部事務組合等
団体名	十和田地区食肉処理事務組合

事例区分	公営企業

タグ	・と畜場事業 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

十和田食肉センターの指定管理について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和２年３月号）

先進事例紹介



十和田食肉センターの指定管理について

十和田地区食肉処理事務組合

1　はじめに

十和田地区食肉処理事務組合は、青森県十和田市、七戸町、東北町、六ケ所村の４市町村で構成される一部事務組合であり、現在、地方公営企業法を一部適用する公営企業として運営されています。

当事務組合を構成する４市町村が位置する青森県東部の上北地方は、国道４号、東北新幹線七戸十和田駅、高規格道路の上北道路、近郊には空の玄関である三沢空港といった、首都圏をはじめ国内各地を結ぶ交通網が整備されるなど、良好な立地条件にあります。地域の西方には十和田八幡平国立公園があり、雄大な八甲田山系、神秘の湖十和田湖、千変万化の奥入瀬（おいらせ）渓流、また、地域の東方には広大な小川原湖が広がります。組合の所在地である十和田市内には十和田市現代美術館を核とした美術作品や著名建築家による建築物が点在しているほか、各構成自治体においてもそれぞれに地域資源を生かした観光地を有しており、美しい自然環境と、観光・産業が一体となっている地域です。

また、この地域は県内有数の農業地帯であり、なかでも畜産業は青森県内で最も盛んな地域です。特に肉用牛生産については恵まれた草資源を背景に飼養規模の拡大及び肉用牛改良が進んでいます。また、養豚業については、多頭化飼養による専業化・企業化が進んでおり、県内でもトップクラスの生産地に成長しています。

2　背景

十和田地区食肉処理事務組合立「十和田食肉センター」は、と畜場法に基づき地域の畜産振興と食肉の流通拠点としての安定供給を目的として設置されたと畜場です。昭和43年の創業以来、部分肉処理施設、冷蔵庫、浄化槽及びと殺処理施設の増改築などを行い、大規模な食肉処理施設の運営を目指してきました。平成13年には八戸市営と畜場と統合し、大動物100頭／日、小動物1,200頭／日の処理能力を有する青森県内の基幹的産地食肉センターとして、牛･馬･豚･

めん羊及び山羊のと畜業務を展開しながら現在に至ります。

しかしながら、施設の老朽化が進んでいることなどから、平成23年に十和田食肉センターを利用する荷受会社から、新規食肉センターの整備やカット場併設等の現行体系の維持についてなど、施設整備の要望書が当事務組合と青森県に提出されました。

3　指定管理制度導入の経緯

当事務組合では、荷受業者からの要望に対する検討会を設置し、青森県畜産課も交え、県内と畜場の再編統合等も含めた整備について協議をしてきました。この結果、当地域にとって十和田食肉センターはなくてはならない施設であることが確認されましたが、当事務組合単独での新規食肉センターの施設整備は資金面等から困難であり、高度な衛生管理のノウハウを有した民間業者に委ねることが最善であると判断されたことから、企業誘致や民間移譲等を検討しつつ、当面の間は指定管理制度の導入に向けての事務を進めることとなりました。

食肉処理事務組合議会においても、先進事例のと畜場の視察を行うなどしながら協議を進め、平成27年の食肉処理事務組合議会において指定管理者制度導入のための条例改正がなされました。

これを受け、同年に選定委員会を設置し指定管理者の募集を開始、十和田食肉センターを利用する荷受会社の一社を選定し、議会の議決を経て平成28年４月１日より３年間の指定管理業務が開始となりました。

4　指定管理の概要と効果

当事務組合では平成28年度をもってプロパー職員全員が定年退職し、また、指定管理制度の導入に合わせて非常勤職員およびパートタイマーの現場作業員は賃金等同条件で指定管理者へ移行することになりました。

組合の経営状況は指定管理制度移行前から良好を維持してきており、企業債の償還額（平成28年度末時点で残高１億２千万円）が積立金で確保されるなど、内部留保資金の点からみても当分の間は健全財政を見込んでおります。

一方で、施設面においては老朽化が進んでおり衛生管理が十分に対応できなくなっていたため、指定管理者制度を導入することは、HACCP 方式で衛生管理を行う民間のノウハウを活かした枝肉の品質向上につながることに加え、施設の利用率の拡大においても大変期待のできるものとなりました。

指定管理者制度に移行した直後は、大動物、小動物の処理頭数は共に減少がみられたものの、指定管理２年目には企業努力などにより指定管理前の処理頭数を上回る結果となり、指定管理３年目となった昨年度はさらに頭数を伸ばしており、順調に運営されております。

構成市町村の負担金につきましても、現場作業員が指定管理者へ移行することにより人件費負担が大幅に減少したため、負担額を４分の１に減額する効果が得られています。

5　終わりに

平成30年度をもって当初の指定管理期間３年間が終わりましたが、引き続き今年度から５年間、前回と同じ指定管理者による運営が開始されております。

時代の移り変わりとともに今後の畜産環境はより厳しさを増すことが十分に予想されます。近年は輸入飼料価格の高止まりや TPP、日米

貿易協定によるグローバル化など国際的な変化に加え、高齢化や後継者不足など畜産を取り巻く環境が厳しくなりつつあるなか､当地域は牛･豚ともに飼養頭数は順調に推移しています。今後もこの地域の基幹産業である畜産業を支えると畜場として、利用者・消費者のことを第一に考え、指定管理者や行政・関係団体・生産者と連携し運営していくことで、地域の畜産振興に貢献してまいりたいと考えています。

十和田食肉センター　と畜頭数推移

年度	牛	馬	豚	とく	山羊	緬羊	合　計	豚換算	一日平均	稼働日数	摘　要
25	7,667	532	175,609	174	7	37	184,026	200,424	829.5	246	
26	7,378	550	175,000	216	15	61	183,220	199,076	812.5	245	
27	6,497	575	179,058	156	13	53	186,352	200,496	818.3	245	
28	5,893	526	169,837	138	6	54	176,454	189,292	772.6	245	指定管理者制度導入
29	6,019	489	180,883	97	0	45	187,533	200,549	811.9	247	
30	5,888	423	183,988	71	2	60	190,432	203,054	818.7	248	

「十和田地区食肉処理事務組合の沿革」

昭和41年９月９日　十和田地区食肉処理事務組合設立
12市町村の一部事務組合として発足
（十和田市、野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村）
昭和43年９月25日　と畜解体処理業務開始
と畜処理許可頭数　大動物15頭／日　小動物200頭／日
昭和52年４月　５市町村の一部事務組合となる
（十和田市、七戸町、十和田湖町、東北町、六ケ所村）
昭和55年３月　と畜場整備事業により冷蔵施設増設、血液処理装置設置
と畜処理許可頭数　大動物25頭／日　小動物500頭／日
昭和60年３月　総合食肉流通体系整備促進事業により
第１部分肉処理施設建設、浄化槽設備整備
平成２年３月　と畜場整備事業により第２部分肉処理施設建設
平成３年３月　と畜場整備事業により汚水処理施設増設
と畜処理許可頭数　大動物100頭／日　小動物1,200頭／日
平成５年３月　と畜場整備事業により冷蔵施設増設、管理棟新設
平成12年３月　国産食肉産地体制整備事業により
大動物係留施設及び衛生処理機器整備、内臓加工棟建設
平成13年３月　国産食肉産地体制整備事業により
小動物係留施設及び衛生処理機器整備、焼却炉設置
平成13年４月　青森県食肉流通合理化計画に基づき、八戸市営と畜場と統合
平成17年１月　市町村合併により現在の４市町村の一部事務組合となる
（十和田市、七戸町、東北町、六ケ所村）
平成28年４月　と畜処理部門に指定管理者制度を導入

「十和田食肉センター　施設の概要」

・敷地面積　50,194m^2
・建物

管理棟	630.63m^2
大動物けい留所	210.56
小動物けい留所	585.00
小動物と殺解体施設	879.63
小動物内臓処理室	111.00
大動物と殺解体施設	222.20
大動物内臓処理室	70.00
懸肉室	204.25
冷蔵施設	1,709.95
部分肉処理施設	1,736.04
副生物処理施設	394.40
その他施設	1,282.58
計	8,039.24

・施設能力
１）と殺処理能力　・大動物　100頭／日
・小動物　1,200頭／日
２）冷蔵庫関係
枝肉冷蔵庫　小動物換算　2,900頭／日
部分肉冷蔵庫　小動物換算　500頭／日
３）浄化槽　共和式活性汚泥法　1,500ｔ／日（３基）


十和田食肉センター
十和田
食肉センター
管理事務所

